

保険料控除証明書発行サービスについて
本サービスでは保険料控除証明書の電子データ(XMLファイル)をご覗いただけます。

- 保険料控除証明書発行サービス トップページ
URL: <https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>



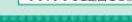
こちらから
簡単にアクセス
できます



- ご案内動画について
本サービスのご利用方法をご案内した動画をご用意しております。本ページ最上部に掲載のボタンよりご視聴ください。
(画面イメージ)

保険料控除証明書発行サービス

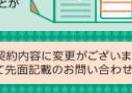
電子データダウンロード
する方法は? こちら
パソコンの開く場所
この場合は万能バーチャル
ドライブ



このサービスについて詳しく知りたい場合は、
「お問い合わせ」ボタンをクリックすると動画をご覗いただけます。

保険料控除証明書の見方

この面を回り返すと、
裏面のご説明事項と
控除証明書を
あわせて
ご覧いただくことが
できます。



OPEN

あわせてご確認
ご説明
事項
控除
証明
書

お知らせ ご契約内容に変更がございましたら、お手数ですが、
あて先面記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

OPEN → ここからゆっくりとまわしてご確認ください。
※両面により開いている場合は、十分乾かしてからはがしてください。

親 展
重 要

東京多摩局
料金後納
郵便



親 展
重 要



様





D8727 70ATNRK9X0000001#



保険料控除証明書のご案内

SECOM セコム損害保険株式会社

「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管して下さい。
左下よりゆっくりとまわしてご確認ください。

<差出人>
T [REDACTED]

親 展
重 要

<取扱店>
取扱代理店／扱者
TEL [REDACTED]

親 展
重 要

<取扱業店>
取扱代理店／扱者
TEL [REDACTED]

親 展
重 要

郵送コード
[REDACTED]

親 展
重 要

<p>● 保険料控除証明書の電子データ取得方法のご案内</p> <p>操作方法の詳細は裏面でご案内の「ご案内動画」にてご説明しております。あわせてご観覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 保険料控除証明書発行サービスを初めてご利用いただく際には、「ユーザーID」と新規登録が必要です。ご登録時は「保険料控除証明書発行または保険証券などの証券番号がわかる書類をお手元に用意ください。 2 ご登録いただいたメールアドレスへ「ユーザーID」と「初期パスワード」をお送りいたします。ご確認のうえ、本サービスへログインしてください。 3 ログイン後、マイページから保険料控除証明書電子データのダウンロードを行ってください。 <p>● 電子データ取得後のご利用イメージ</p> <p>ご利用方法の詳細は国税庁のホームページをご確認ください。</p> <p>【保険料控除証明書発行サービス】で電子データをダウンロードする</p>	<p>① 重要 ※この証明書は「地震保険料控除」の申告以外にはご利用できません。</p> <p>令和6年分 地震保険料控除証明書</p> <p>証券番号: [REDACTED] ご契約者名: [REDACTED] 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">払込方法:</td> <td style="width: 90%;">一時払</td> </tr> <tr> <td>控除対象</td> <td>地震保険料</td> </tr> <tr> <td>保険の種類</td> <td>地震保険</td> </tr> <tr> <td>保険の対象</td> <td>建物</td> </tr> <tr> <td>保険期間</td> <td>令和4年 7月27日から 5年間(地震保険)</td> </tr> <tr> <td>控除対象</td> <td>保険料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11,846円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。</td> </tr> </table> <p>控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。 令和6年7月5日 SECOMセコム損害保険株式会社 〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目</p> <p>ご注意</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 表示内容について ・控除対象保険料欄には、本年1月1日から12月31日までの支払い(予定)保険料を表示しています。なお、地震保険が自動継続となる場合は、自動継続されたものとして保険料額、保険料を表示しています。 ・控除対象となる保険料が既に支払った場合の場合は、控除対象保険料欄に、控除対象となる保険料が既に支払った場合の保険料を表示しています。 ・分割払い(月々払い)の場合は、専用端末1回の保険料を表示しています。なお、控除対象となる保険料は、被保険間に保険の保険料で当年中の払込額を算じるものとなります。 (2) 申告の際のご留意事項 ・契約内容の変更手続きや解約手続き等がされた場合、時期によっては、控除対象となる保険料が変更となることがあります。 ・保険会社(勧説者)より「証明書が作成されない契約」(即ち保険または集団契約のうち始と控除対象外の契約)については、取扱店までお問合せください。 	払込方法:	一時払	控除対象	地震保険料	保険の種類	地震保険	保険の対象	建物	保険期間	令和4年 7月27日から 5年間(地震保険)	控除対象	保険料		11,846円	備考	上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。
払込方法:	一時払																
控除対象	地震保険料																
保険の種類	地震保険																
保険の対象	建物																
保険期間	令和4年 7月27日から 5年間(地震保険)																
控除対象	保険料																
	11,846円																
備考	上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。																

平素よりご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。

※「地震保険料控除制度の概要」の対象となるご契約に該当しない場合、本証明書はご使用になれません。本証明書を「使用」の際は、「必ず」地震保険料控除制度の概要および説明書様の「ご注意」をご確認ください。

地震保険料控除制度の概要

く対象となるご契約

①地震保険契約

地震・噴火・津波による居住用財産(※1)の火災、壊滅、埋没または流失によって生じた損害を補償する地震保険のご契約

※1 保険契約書に「自身もしくは被保険者契約と生計を共にする配偶者、その他の親族」を含む時、常時その居宅として使用される建築またはこれらの方が所有する家財が対象となります。

②経過措置が適用される長期損害保険契約

地震保険でない長期損害保険契約(年金払積立傷害保険・積立傷害保険・積立火災保険等)のうち、以下のすべてを満たしているご契約

- 保険期間の開始日が平成18年12月31日以前のご契約
- 保険期間が10年以上、満期返戻い金がある積立保険のご契約
- 平成19年1月1日以降、保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがないご契約(※2)(※3)

※2 地震保険料の保険料額(保険料額の中途セット(付帯)を含む)は当該「変更」には該当しません。

※3 保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがある場合は、その年の1月1日にかかる限り、経過措置の対象外となります。

く地震保険料控除の適用限度額

①地震保険料

年間支払保険料総額(経過措置)

所得税 (国税) 年間 50,000円限度 (保険料全額)	年間15,000円限度	
	「年間の支払保険料合計額による控除額	年間の支払保険料合計額による控除額
10,000円内で	10,000円まで	10,000円まで
10,000円超20,000円まで	10,000円まで	10,000円まで
20,000円超	一律15,000円	一律15,000円

個人

年間10,000円限度

所得税 (地税) 年間 25,000円限度 (保険料の1/2) 地税控除の1/2	年間10,000円限度	
	「年間の支払保険料合計額による控除額	年間の支払保険料合計額による控除額
5,000円以内	5,000円まで	5,000円まで
5,000円超15,000円まで	5,000円まで	5,000円まで
15,000円超	一律10,000円	一律10,000円

③地震保険料による年間支払保険料(経過措置)をそれぞれ契約お申込みの場合は、年会員を合算して年間支払50,000円、住民税25,000円の限度となります。所得控除額の「算出方法の範囲」や、地震保険料控除の申告に際しての加入要領等の詳細については所轄の税務署にお問い合わせください。

く地震保険料控除の申告に際してのご注意

保険料の対象が併用住宅(1つの建物内に住宅に使用している部分と店舗等を使用している部分がある建物)の場合は、次の計算式によって算計される額が控除の対象となりますが。

【建物の地震保険料 × 住居部分の地震保険料 + 家財の地震保険料】× 年の支払回数 ÷ 12 = 算出方法の範囲(年間支払保険料の50%以上の額)なお、住居に使用している部分の建物の地震保険料の50%以上の額の範囲において、建物についておまかねの地震保険料全額を算出の対象となりますとができます。

保険料の対象が併用住宅の場合、保険料控除証明書に記載の保険料は、上記計算前の金額を表示しています。

ご契約内容の変更や解約のお手続きをされた契約で控除対象保険料にご不明な点ございましたら、取扱店舗またはお問い合わせください。

保険料の対象の住所地が「別紙明細書の通り」の場合は、保険証券に添付の明細書をご確認ください。

本年中に本契約を継続され、保険料をお支払いいただいた場合は、継続契約の保険料額に従事の保険料控除証明書をもってご使用ください。

保険料控除証明書の詳細につきましては、あて先面に

記載の問い合わせ先までご連絡くださいか、
保険会社ホームページをご参照ください。

<https://www.secom-senso.co.jp/>